



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 24 日 (火)
号外第 25 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部 を改正する規則（8）（子育て支援総室）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（9）（医療政策課）・・・・・・・・ 8
	鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則（10）（〃）・・・・・・・・ 12
	鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則（11）（〃）・・・・・・ 24

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方税法、租税特別措置法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者の世帯に係る小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付の措置に要する費用の負担金（以下「負担金」という。）の支払については、生活保護法による保護を受ける世帯と同様の取扱いとする。
- (2) 負担金を決定するための収入額による世帯の区分を定める規定中、区分の基準となる所得税額について、所得税から住民税へ移譲された額に相当する額を減額する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

歯科技工士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

歯科技工士法に基づく知事の権限に属する事務について、その事務処理権限が保健所長から総合事務所長に改められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県歯科技工士法施行細則に改める。
- (2) 申請書等の経由先を総合事務所長（現行 保健所長）に改める。
- (3) 歯科技工所等の広告事項の許可の申請手続を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 看護師学校養成所の教育内容の基準が見直されことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) その他学校の管理運営に関し必要な見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 在学することができる期間は6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）とする。
- (2) 学科の教育内容、授業科目及び単位数を改める。
- (3) 入学前の既修得単位の認定について、学校において修得したものと認定することのできる大学等に歯科衛生士養成所等を加える等の改正を行う。
- (4) 転入による入学及び転学の手続について定める。
- (5) 休学することのできる期間は通算して2年以内とし、在学することができる期間に算入しないものとする。
- (6) 学校に副校長及び教務主幹を置く。
- (7) 学校の円滑な運営を図るための運営会議等について定める。
- (8) その他所要の規定の整備を行う。
- (9) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とするイの一部を除き、平成21年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、倉吉総合看護専門学校（以下「学校」という。）においては、保健師を養成しないこととされたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) その他学校の管理運営に関し必要な見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 保健助産学科の名称を助産学科に改め、その定員を16人（現行 20人）とする。
- (2) 次のとおり学科の修業年限及び在学することができる期間を定める。

学科	修業年限	在学することができる期間
第1看護学科	3年	6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）
第2看護学科	2年	4年（転入により第2学年に入学する者にあつては3年）
助産学科	1年	2年

- (3) 第1看護学科の学習内容等を改め、及び助産学科の学習内容等を定める。
- (4) 入学前の既修得単位の認定について、学校において修得したもとして認定することのできる大学等に歯科衛生士養成所等を加える等の改正を行う。
- (5) 転入による入学及び転学の手続について定める。
- (6) 休学することのできる期間は通算して2年以内とし、在学することができる期間に算入しないものとする。
- (7) 学校に副校長及び教務主幹を置く。
- (8) 学校の円滑な運営を図るための運営会議等について定める。
- (9) その他所要の規定の整備を行う。
- (10) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布日とするイの一部を除き、平成21年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 所得税額等 基準年分の所得税額及び基準年度分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7、<u>附則第5条第3項又は附則第5条の4第6項の規定による控除が行われる場合にあつては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては当該所得割額から当該減免額を控除した額とする。</u>）をいう。</p> <p>（5） 基準年分の所得税額 被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から6月に行われるものについては、その前々年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 所得税額等 基準年分の所得税額及び基準年度分の市町村民税の所得割額（<u>当該所得割額について</u>地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7又は同法附則第5条第3項の規定による控除が行われる場合にあつては、<u>当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては、当該所得割額から当該減免額を控除した額とする。</u>）をいう。</p> <p>（5） 基準年分の所得税額 被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から6月に行われるものについては、その前々年の分の所得税額（<u>当該所得税額について</u>所得税法（昭和40年法律第33号）第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額）をいう。</p>

3第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額をいう。

(6)及び(7) 略

(8) 総合事務所長 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長のうち、被措置者等の住所地を所管するものをいう。

(負担命令)

第3条 総合事務所長は、県が医療の給付を行う場合には、その被措置者等に対し、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(その額が当該医療給付について県及び被措置者等がその委託医療機関に支払うべき費用の総額を超えるときは、当該費用の総額。以下「負担金」という。)を当該委託医療機関に支払うよう命ずるものとする。

2 前項の場合において、医療の給付を受ける者が同一生計内に2人以上いるときは、総合事務所長は、同項の規定にかかわらず、別表に定める被措置者等が支払うべき負担金の額が最も多額となる者については同表に定める額の全額を、その他の者については同表に定める額の10分の1に相当する額(10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)を当該委託医療機関に支払うよう命ずるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払を要しないものとする。

(1) 被措置者等が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯の世帯員である場合

(2)及び(3) 略

(負担金の決定資料の提出)

第4条 医療の給付を受ける者の保護者(児童福祉法第6条の保護者をいう。)は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める証明書等を提出しなければならない。

(1) 前条第3項第1号に該当する場合 被措置者等が、生活保護法による被保護世帯又は中国残留

(6)及び(7) 略

(負担命令)

第3条 知事は、県が医療の給付を行う場合には、その被措置者等に対し、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(その額が当該医療給付について県及び被措置者等がその委託医療機関に支払うべき費用の総額を超えるときは、当該費用の総額。以下「負担金」という。)を当該委託医療機関に支払うよう命ずるものとする。

2 前項の場合において、医療の給付を受ける者が同一生計内に2人以上いるときは、知事は、同項の規定にかかわらず、別表に定める被措置者等が支払うべき負担金の額が最も多額となる者については同表に定める額の全額を、その他の者については同表に定める額の10分の1に相当する額(10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)を当該委託医療機関に支払うよう命ずるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号に該当する場合には負担金の支払を要しないものとする。

(1) 被措置者等が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯の世帯員である場合

(2)及び(3) 略

(負担金の決定資料の提出)

第4条 医療の給付を受ける者の保護者(児童福祉法第6条の保護者をいう。)は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める証明書等を提出しなければならない。

(1) 前条第3項第1号に該当する場合 被措置者等が、生活保護法による被保護世帯の世帯員であ

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の世帯員であることを証する市町村長の発行した証明書

(2)~(4) 略

2 総合事務所長は、前項の規定による証明書等の提出がないときは、所得税額等について必要な調査を行うものとする。

(支払額等の決定)

第5条 総合事務所長は、前条第1項の規定により提出された証明書等又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、負担金を支払うべき者(以下「支払義務者」という。)及び当該支払額を決定し、支払期限までにその額を委託医療機関に支払うべき旨の命令(以下「負担命令」という。)を行うものとする。

2 総合事務所長は、負担命令を行ったときは、委託医療機関に当該負担命令の内容を通知するものとする。

(支払額の変更等)

第6条 総合事務所長は、前条第1項の支払額がその支払義務者の負担能力に対し過重であると認めるときその他必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、当該支払義務者の申請又は職権により、支払額を減額し、又は負担金の支払を要しないこととすること(以下「減額等」という。)ができる。

2 略

3 総合事務所長は、第1項の規定により減額等を行うと決定したときは、負担命令の変更又は取消しを行うとともにその旨を医療機関に通知し、同項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該支払義務者に通知するものとする。

別表(第3条関係)

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金の月額	
	入院	外来
略		
生計中心者の基準年の所得税額が5,000円以下の場合	略	
生計中心者の基準年の所得税額が5,001円以上15,000円以下の場合	略	

ることを証する市町村長の発行した証明書

(2)~(4) 略

2 知事は、前項の規定による証明書等の提出がないときは、所得税額等について必要な調査を行うものとする。

(支払額等の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された証明書等又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、負担金を支払うべき者(以下「支払義務者」という。)及び当該支払額を決定し、支払期限までにその額を委託医療機関に支払うべき旨の命令(以下「負担命令」という。)を行うものとする。

2 知事は、負担命令を行ったときは、委託医療機関に当該負担命令の内容を通知するものとする。

(支払額の変更等)

第6条 知事は、前条第1項の支払額がその支払義務者の負担能力に対し過重であると認めるときその他必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、当該支払義務者の申請又は職権により、支払額を減額し、又は負担金の支払を要しないこととすること(以下「減額等」という。)ができる。

2 略

3 知事は、第1項の規定により減額等を行うと決定したときは、負担命令の変更又は取消しを行うとともにその旨を医療機関に通知し、同項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該支払義務者に通知するものとする。

別表(第3条関係)

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金の月額	
	入院	外来
略		
生計中心者の基準年の所得税額が10,000円以下の場合	略	
生計中心者の基準年の所得税額が10,001円以上30,000円以下の場合	略	

生計中心者の基準年の所得税額が 15,001円以上40,000円以下の場合	略	生計中心者の基準年の所得税額が 30,001円以上80,000円以下の場合	略
生計中心者の基準年の所得税額が 40,001円以上70,000円以下の場合	略	生計中心者の基準年の所得税額が 80,001円以上140,000円以下の場 合	略
生計中心者の基準年の所得税額が 70,001円以上の場合	略	生計中心者の基準年の所得税額が 140,001円以上の場合	略
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和32年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県歯科技工士法施行細則</u></p>	<p><u>歯科技工士法施行細則</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）の施行に関しては、歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下「政令」という。）</u>、<u>歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）及び歯科技工士学校養成所指定規則（昭和31年厚生省令第3号）</u>に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この規則は、歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）</u>、<u>歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下「政令」という。）</u>及び<u>歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号。以下「省令」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（<u>歯科技工所開設届</u>）</p> <p>第2条 <u>法第21条第1項前段の規定による歯科技工所開設届は、歯科技工所の所在地を所管する総合事務所長（以下「所管総合事務所長」という。）に第1号様式による届出書を提出してしなければならない。</u></p>	<p>（<u>技工所開設届</u>）</p> <p>第2条 <u>法第21条第1項の規定による技工所開設届は、第1号様式による。</u></p>
<p>（<u>歯科技工所開設届出事項変更届</u>）</p> <p>第3条 <u>法第21条第1項後段の規定による歯科技工所開設届出事項変更届は、所管総合事務所長に第2号様式による届出書を提出してしなければならない。</u></p>	<p>（<u>開設届出事項変更届</u>）</p> <p>第3条 <u>法第21条第1項の規定による技工所開設届出事項変更届は、第2号様式による。</u></p>
<p>（<u>休止届等</u>）</p> <p>第4条 <u>法第21条第2項の規定による歯科技工所の休</u></p>	<p>（<u>休止届等</u>）</p> <p>第4条 <u>法第21条第2項の規定による技工所の休</u></p>

(廃) 止届又は再開届は、所管総合事務所長にそれぞれ第3号様式又は第4号様式による届出書を提出してしなければならない。

(歯科技工所等広告事項の許可の申請)

第5条 法第26条第1項第4号の規定による広告事項の許可を受けようとする者は、第5号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(申請書等の経由)

第6条 政令又は歯科技工士学校養成所指定規則の規定により知事に提出する申請書、届出その他の書類は、住所地又は学校養成所の所在地を所管する総合事務所長を経由して提出しなければならない。

第1号様式 (第2条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第2号様式 (第3条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第3号様式 (第4条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第4号様式 (第4条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(廃) 止届は、第3号様式、再開届は第4号様式による。

(当該職員の証)

第5条 法第27条第2項の規定による当該職員の証票は、第5号様式による。

(書類の提出部数及び経由)

第6条 法、政令又は省令の定めるところにより提出する書類は、厚生労働大臣に提出するものにあつては正本を1部、副本を2部、知事に提出するものにあつては正本を1部、副本を1部とし、住所地又は業務に従事する場所を管轄する保健所長を経由しなければならない。

第1号様式 (第1条関係)

略

第2号様式 (第2条関係)

略

第3号様式 (第3条関係)

略

第4号様式 (第3条関係)

略

第5号様式 (第4条関係)

(表面)

第 号

歯科技工士法第27条第
2項の規定による身分証
明書

氏 名
年 月 日生

年 月 日発行

鳥取県 印

写

真

(裏面)

歯科技工士法抜粋

第27条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によって立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第5号様式(第5条関係)

広告事項許可申請書	
広 告 事 項	
この広告を必要とする 具体的理由	
広 告 の 方 法	
<p>上記のとおり広告事項の許可を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開設者住所(法人のときは主たる事務所所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名(法人のときは代表者職氏名)</p>	

職 氏 名 様	⑩
---------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等並びに追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
目次					目次				
第1章 略					第1章 略				
第2章 課程、学科、定員、 <u>修業年限及び在学することができる期間</u> （第2条）					第2章 課程、学科、定員及び <u>修業年限</u> （第2条）				
第3章及び第4章 略					第3章及び第4章 略				
第5章 <u>単位の認定及び卒業</u> （第7条 第9条）					第5章 <u>進級及び卒業</u> （第7条 第9条）				
第6章～第9章 略					第6章～第9章 略				
第10章 職員組織（第23条・第24条）					第10章 職員組織（第23条）				
第11章 雑則（第25条）					第11章 雑則（第24条）				
附則					附則				
第2章 課程、学科、定員、 <u>修業年限及び在学することができる期間</u>					第2章 課程、学科、定員及び <u>修業年限</u>				
第2条 学校の課程、学科、定員、 <u>修業年限及び在学することができる期間</u> は、次のとおりとする。					第2条 学校の課程、学科、定員及び <u>修業年限</u> は、次のとおりとする。				
課程	学科	定 員	修業	在学すること	課程	学科	定 員		
		総定員	1学年の	年限	が	総定員	学年定員	修業年限	
			ができる期間						

専門 課程 学科	看護 学科	120人	40人	3年	6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）	専門 課程 学科	看護 学科	120人	40人		3年
<p>(休業日)</p> <p>第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ12週間を超えない範囲で校長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた学校の長をいう。以下同じ。）が定める日</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、校長が定める日</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。</p>						<p>(休業日)</p> <p>第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ12週間を超えない範囲で知事が定める日</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、知事が定める日</p> <p>2 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。</p>					
<p>(教育内容等)</p> <p>第6条 教育内容、授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 学年ごとの教育内容、授業科目及び単位数は、校長が別に定める。</p>						<p>(授業科目等)</p> <p>第6条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 学年ごとの授業科目及び授業時数は、別に定める。</p>					
<p>(単位計算方法)</p> <p>第6条の2 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で校長が別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実験、校内実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で校長が別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(3) 略</p>						<p>(単位計算方法)</p> <p>第6条の2 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実験、校内実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(3) 略</p>					
<p>第5章 単位の認定及び卒業</p>						<p>第5章 進級及び卒業</p>					
<p>(単位の修得の認定)</p>						<p>(単位の修得の認定)</p>					

第7条 略

2及び3 略

4 前3項に定めるもののほか、単位の修得の認定に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 校長は、学校に入学する前に次に掲げる大学等において修得した単位について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、学科の全単位数の2分の1を超えない範囲で、これを学校において修得したものとして認定することができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学

(2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定により指定されている学校又は同条第2号の規定により指定されている看護師養成所

(3) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

(4) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

(5) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

(6) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

(7) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

(8) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

(9) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条

第7条 略

2及び3 略

(入学前の既修得単位の認定)

第7条の2 大学(短期大学を含む。以下同じ。)を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号から第3号までのいずれかに該当する者で、新たに学校に入学した生徒が、大学又は同条第1号から第3号までに規定する施設において修得した単位について、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、これを学校において修得したものとして認定することができる。

<p><u>第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所</u></p> <p>(10) <u>救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所</u></p> <p>(11) <u>言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号から第3号まで又は第5号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所</u></p> <p>2 <u>校長は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者が、学校に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位(社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。)について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したものととして認定することができる。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定により修得したものととして認定することができる単位は、基礎分野の範囲のみとする。</u></p>
<p>(卒業)</p> <p>第9条 <u>校長は、第2条に規定する修業年限以上在学し、かつ、全単位を修得した生徒に対して卒業の認定を行い、卒業証書(様式第1号)を授与する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士(看護専門課程)と称することができる。</u></p>	<p>(進級)</p> <p>第8条 <u>学年の進級の認定は、学年の単位の修得の状況に基づいて行う。</u></p> <p>(卒業)</p> <p>第9条 <u>全単位を修得した生徒に対しては、卒業証書(様式第1号)を授与する。</u></p>
<p>(入学資格)</p> <p>第10条 <u>学校に入学することができる者は、学校教育法第90条第1項に規定する者とする。</u></p>	<p>(入学資格)</p> <p>第10条 <u>学校に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者とする。</u></p>
<p>(入学志願手続)</p> <p>第11条 <u>学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)に別表第2に定める書類を添えて校長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(入学志願手続)</p> <p>第11条 <u>学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)に別表第2に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p>
<p>(入学選抜試験)</p> <p>第11条の2 略</p>	<p>(入学選抜試験)</p> <p>第11条の2 略</p>

2 前項の入学選抜試験は、筆記試験及び口述試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（様式第2号の2）を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者に対し入学の許可をするものとする。

4 校長は、前項の規定により入学の許可をしたときは、入学許可書（様式第2号の3）をその者に交付するものとする。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(転入による入学)

第13条の2 校長は、第8条第1項各号に掲げる大学等からの転入による入学を希望する者がいるときは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認める場合に限り、その者に対し入学の許可をすることができる。この場合において、第11条及び第11条の2の規定は、適用しない。

(1) 当該大学等の学習内容等が学校の教育内容等に相当するとともに、その者の当該大学等における履修状況が学校の生徒の履修状況と同程度であること。

(2) 学校の定員に欠員を生じていること。

2 前項前段の規定による入学の許可を受けた者の学習内容、既に修得した単位数及び授業時数の取扱い並びに在学すべき年数については、校長が決定する。

3 第1項前段の規定により入学の許可を受けようとする者は、転入学許可願（様式第3号の2）に別表第2に定める書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（様式第2号の2）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

4 知事は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第2号の3）をその者に交付するものとする。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(誓約書の提出)

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

(住所の変更等の届出)

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第16条 条例第6条第1項の規定による休学（以下単に「休学」という。）又は退学をしようとする者は、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 休学の許可の期間は、1年以内でなければならない。ただし、特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を1年を超えない範囲内で更新することができる。

4 休学の期間は、通算して2年以内とし、在学することができる期間に参入しないものとする。

(転学)

第17条 他の看護師等養成所（保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条に規定する看護師等養成所をいう。）に転学をしようとする者は、転学願（様式第6号の2）を校長に提出しなければならない。

(復学)

第18条 条例第6条第2項の規定による復学をしようとする者は、復学願（様式第7号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(誓約書の提出)

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(住所の変更等の届出)

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第16条 条例第6条第1項の規定による休学（以下単に「休学」という。）又は退学をしようとする者は、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 休学の許可の期間は、1年以内でなければならない。ただし、特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更新することができる。

(復学)

第17条 条例第6条第2項の規定による復学をしようとする者は、復学願（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

第18条 削除

(授業料の納付)

第18条の2 略

2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。

(授業料等の減免)

第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、災害その他の理由により授業料、入学料及び入学選抜手数料の納付が困難であると認められる者又は鳥取県立倉吉総合看護専門学校から転入による入学をする者について行うものとする。

2 授業料、入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第7号の2)にその理由を証明する書類を添えて校長に提出しなければならない。

第7章 表彰

第19条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

第21条 校長は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

第22条 略

2 寄宿舍に入舎しようとする者は、入舎願(様式第8号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(職員)

第23条 学校に、校長、副校長、教務主幹、教務主任、講師、事務職員その他の職員を置く。

(会議)

第24条 学校の円滑な運営を図るため運営会議その他必要な会議を設ける。

(授業料の納付)

第18条の2 略

2 月の中途に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、復学又は退学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。

(授業料等の減免)

第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、災害その他の理由により授業料、入学料及び入学選抜手数料の納付が困難であると認められる者について行うものとする。

2 授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第7号の2)にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第7章 表彰

(表彰)

第19条 知事は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

第21条 知事は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

第22条 略

2 寄宿舍に入舎しようとする者は、入舎願(様式第8号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第23条 学校に、校長、教務主任、講師その他の職員を置く。

2 前項の会議の組織及び運営に関し必要な事項は、
校長が別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

別表第2 (第11条、第13条の2関係)

(1)~(3) 略

(4) その他校長が必要と認める書類

様式第1号 (第9条関係)

年 月 日	修了したことを認める	鳥取県立鳥取看護専門学校 専攻課程看護学科の課程を	第 号 卒 業 証 書
職 氏 名 印		年 月 日生	

様式第7号 (第18条関係) 略

第11章 雑則

(委任)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第2 (第11条関係)

(1)~(3) 略

様式第1号 (第9条関係)

年 月 日	修了したことを証し、専門士と称することを認める	鳥取県立鳥取看護専門学校 専攻課程看護学科の課程を	第 号 卒 業 証 書
職 氏 名 印		年 月 日生	

様式第7号 (第17条関係) 略

第2条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

教育内容、授業科目及び単位数

教育内容	科目名	単位数
基礎 科学的思考の基盤	物理学	1
	情報科学	1

分 野		文章表現法	1		
	人間と生活・社会の理解	文学	1		
		哲学	1		
		心理学	1		
		家族論	1		
		英語	1		
		英語会話	1		
		英語会話	1		
		コミュニケーション論	1		
		保健体育	1		
		レクリエーション	1		
小 計		13			
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能	解剖生理学	解剖学	2	
		解剖生理学	生理学	2	
		生化学		1	
		栄養学		1	
		栄養学	食事療法	1	
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学		1	
		病態学	病理学	1	
		病態治療学	循環、呼吸	1	
		病態治療学	血液、消化器、腎・泌尿器	1	
		病態治療学	代謝、脳神経	1	
		病態治療学	運動、生殖、感覚器	1	
		病態治療学	小児、母性	1	
		病態治療学	精神	1	
		薬理学		1	
	健康支援と社会保障制度	保健医療論		1	
		健康支援と保健活動		1	
		社会福祉		1	
関係法規		看護と医療安全	1		
関係法規		医療と法律	1		
ボランティア活動			1		
小 計		22			
専 門 分 野	基礎看護学	看護学概論		1	
		看護の理論		1	
		看護基本技術	安全・安楽の技術	1	
		看護基本技術	人間関係を築く技術	1	
		看護基本技術	フィジカルアセスメント	1	
		日常生活の援助技術		2	
		日常生活の援助技術		1	
		診療検査に伴う援助技術		2	
		臨床看護総論		1	
		看護過程		1	
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習		1
			基礎看護学実習		2

	小 計		15		
専 門 分 野	成人看護学	成人看護学概論	1		
		成人看護援助論	健康危機状況	1	
		成人看護援助論	セルフマネジメント	1	
		成人看護援助論	セルフケアの再構築	1	
		成人看護援助論	緩和ケア・クリティカルケア	1	
		成人看護援助論	看護過程	1	
	老年看護学	老年看護学概論		1	
		老年看護援助論	高齢者の日常生活援助技術	1	
		老年看護援助論	高齢者の健康障害時の看護	1	
		老年看護援助論	看護過程	1	
	小児看護学	小児看護学概論		1	
		小児看護援助論	小児の看護技術	1	
		小児看護援助論	健康段階に応じた小児と家族の看護	1	
		小児看護援助論	看護過程	1	
	母性看護学	母性看護学概論		1	
		母性看護援助論	ヘルスプロモーション	1	
		母性看護援助論	妊娠・分娩・産褥 ^{じよく} 、新生児の看護	1	
		母性看護援助論	看護過程	1	
	精神看護学	精神看護学概論		1	
		精神看護援助論	精神保健	1	
		精神看護援助論	精神に障害を持つ人と家族の援助	1	
		精神看護援助論	看護過程	1	
	臨地実習	成人看護学	成人看護学実習	周手術期	2
			成人看護学実習	急性期、回復期	2
成人看護学実習			慢性期、終末期	2	
老年看護学		老年看護学実習		2	
		老年看護学実習		2	
小児看護学		小児看護学実習		2	
母性看護学		母性看護学実習		2	
精神看護学	精神看護学実習		2		
	小 計		38		
統 合 分 野	在宅看護論	在宅看護概論		1	
		在宅看護援助論	在宅看護技術	2	
		在宅看護援助論	看護過程	1	
	看護の統合と実践	看護の統合と実践	日常生活の援助と安全	1	
		看護の統合と実践	診療検査に伴う技術と安全	1	
		看護研究		1	
		看護管理		1	
	臨地実習	在宅看護論	在宅看護論実習		2
		看護の統合と実践	統合実習		2
		小 計		12	
	合 計		100 (3,015)		

備考 ()内は時間数

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第13条の2関係）

<p style="margin: 0;">収入証紙はり付け欄（消印しないこと。）</p> <p style="margin: 20px 0 10px 0;">転 入 学 許 可 願</p> <p style="margin: 0 0 10px 0;">職 氏 名 様</p> <p style="margin: 0 0 10px 0;">下記の理由により転入による入学をしたいので、許可して下さるようお願いします。</p> <p style="margin: 0 0 10px 0;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;"> <p>本 人 住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> <p>保 護 者 住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</p>	
入学を希望する理由	
入学を希望する期日	年 月 日

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2（第17条関係）

<p style="margin: 0;">転 学 願</p> <p style="margin: 20px 0 10px 0;">職 氏 名 様</p> <p style="margin: 0 0 10px 0;">下記の理由により転学したいので、許可して下さるよう保証人と連署してお願いします。</p> <p style="margin: 0 0 10px 0;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;"> <p>本 人 住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> <p>保 証 人 住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> <p>保 証 人 住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</p>	
--	--

転 学 先	
転 学 を 希 望 す る 理 由	
転 学 を 希 望 す る 期 日	年 月 日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県立鳥取看護専門学校学則（以下「新規則」という。）第6条及び別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に鳥取県立鳥取看護専門学校（以下「学校」という。）に入学する者（転入により第2学年又は第3学年に入学する者（以下「中途入学者」という。）を除く。）について適用し、施行日前に学校に在学している者及び中途入学者については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 施行日の前日に学校の第1学年に在学している者で第1学年において修得すべき単位を修得していないものに係る教育課程については、校長が別に定める。

(準備行為)

4 入学前の既修得単位の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(休学の期間の計算に係る経過措置)

5 施行日の前日に学校を休学している者に係る施行日前の休学の期間については、新規則第16条第4項の規定は、適用しない。

倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間</u>（第2条）</p> <p>第3章及び第4章 略</p> <p>第5章 <u>単位の認定及び卒業</u>（第7条 第9条）</p> <p>第6章～第9章 略</p> <p>第10章 職員組織（第23条 <u>第25条</u>）</p> <p>第11章 雑則（<u>第26条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校（以下「学校」という。）は、看護師及び助産師として必要な知識及び技能を修得させ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</p> <p><u>第2章 課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 課程、学科、定員<u>及び修業年限</u>（第2条）</p> <p>第3章及び第4章 略</p> <p>第5章 <u>進級及び卒業</u>（第7条 第9条）</p> <p>第6章～第9章 略</p> <p>第10章 職員組織（第23条・<u>第24条</u>）</p> <p>第11章 雑則（<u>第25条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校（以下「学校」という。）は、看護師、<u>保健師</u>及び助産師として必要な知識及び技能を修得させ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</p> <p>第2章 課程、学科、定員<u>及び修業年限</u></p>

第2条 学校の課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間は、次のとおりとする。

課程	学科	定 員		修業 年限	在学すること ができる期間
		総定員	1学年 の入学 定員		
専 門 課 程	看護 学科 第1 看護 学科	75人	25人	3年	6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）
	第2 看護 学科	40人	20人	2年	4年（転入により第2学年に入学する者にあつては3年）
	助産学科	16人	16人	1年	2年

（休業日）

第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ12週間を超えない範囲で校長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた学校の長をいう。以下同じ。）が定める日

(4) 前3号に定めるもののほか、校長が定める日

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。

（教育内容等）

第6条 学科の教育内容、授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 看護学科の学年ごとの教育内容、授業科目及び単位数は、校長が別に定める。

（単位計算方法）

第6条の2 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

第2条 学校の課程、学科、定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課程	学科	定 員		修業年限
		総定員	学年定員	
専 門 課 程	看護 学科 第1 看護 学科	75人	25人	3年
	第2 看護 学科	40人	20人	2年
	保健助産 学科	20人	20人	1年

（休業日）

第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ12週間を超えない範囲で知事が定める日

(4) 前3号に定めるもののほか、知事が定める日

2 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。

（授業科目等）

第6条 学科の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 看護学科の学年ごとの授業科目及び授業時数は、別に定める。

（単位計算方法）

第6条の2 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

る。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で校長が別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、校内実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で校長が別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 略

第5章 単位の認定及び卒業

(単位の修得の認定)

第7条 略

2及び3 略

4 前3項に定めるもののほか、単位の修得の認定に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 校長は、学校の看護学科に入学する前に次に掲げる大学等において修得した単位について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、学科の全単位の2分の1を超えない範囲で、これを学校において修得したものとして認定することができる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学
- (2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定により指定されている学校又は同条第2号の規定により指定されている看護師養成所
- (3) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- (4) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- (5) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- (6) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律

る。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、校内実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 略

第5章 進級及び卒業

(単位の修得の認定)

第7条 略

2及び3 略

(入学前の既修得単位の認定)

第7条の2 大学(短期大学を含む。以下同じ。)を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号から第3号までのいずれかに該当する者で、新たに学校の看護学科に入学した生徒が、大学又は同条第1号から第3号までに規定する施設において修得した単位について、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、これを学校において修得したものとして認定することができる。

第137号) 第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

(7) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

(8) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

(9) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

(10) 救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

(11) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号から第3号まで又は第5号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者が、学校の看護学科に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位(社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。)について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したものととして認定することができる。

(卒業)

第9条 校長は、第2条に規定する修業年限以上在学し、かつ、学科の全単位を修得した生徒に対して卒業の認定を行い、卒業証書(様式第1号)を授与する。

2 前項の規定により卒業の認定を受けた者(看護学科に限る。)は、専門士(看護専門課程)と称することができる。

2 前項の規定により修得したものととして認定することができる単位は、基礎分野の範囲のみとする。

(進級)

第8条 学年の進級の認定は、学年の単位の修得の状況に基づいて行う。

(卒業)

第9条 学科の全単位を修得した生徒に対しては、卒業証書(様式第1号)を授与する。

<p>(入学資格)</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 第1看護学科 学校教育法第90条第1項に規定する者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 助産学科 保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者(女子に限る。以下同じ。)</p> <p>(入学志願手続)</p> <p>第11条 学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)に別表第2に定める書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(入学選抜試験)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 前項の入学選抜試験は、<u>筆記試験及び口述試験</u>とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、<u>校長が別に定める</u>。</p> <p>(入学の許可)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第2号の2)を校長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>校長は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者に対し入学の許可をするものとする。</u></p> <p>4 <u>校長は、前項の規定により入学の許可をしたときは、入学許可書(様式第2号の3)をその者に交付するものとする。</u></p> <p>(入学手続)</p> <p>第13条 <u>入学の許可を受けた者は、所定の期日までに次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(転入による入学)</p> <p>第13条の2 <u>校長は、第8条第1項各号に掲げる大学</u></p>	<p>(入学資格)</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 第1看護学科 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>保健助産学科</u> 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条各号のいずれかに該当する者(女子に限る。以下同じ。)</p> <p>(入学志願手続)</p> <p>第11条 学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)に別表第2に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(入学選抜試験)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 前項の入学選抜試験は、<u>学科試験及び面接試験</u>とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学の許可)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第2号の2)を<u>知事に提出</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>知事は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。</u></p> <p>4 <u>知事は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書(様式第2号の3)をその者に交付するものとする。</u></p> <p>(入学手続)</p> <p>第13条 <u>入学を許可された者は、所定の期日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

等からの転入による入学を希望する者があるときは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認める場合に限り、その者に対し入学の許可をすることができる。この場合において、第11条及び第11条の2の規定は、適用しない。

(1) 当該大学等の学習内容等が学校の教育内容等に相当するとともに、その者の当該大学等における履修状況が学校の生徒の履修状況と同程度であること。

(2) 学校の定員に欠員を生じていること。

2 前項前段の規定による入学の許可を受けた者の学習内容、既に修得した単位数及び授業時数の取扱い並びに在学すべき年数については、校長が決定する。

3 第1項前段の規定により入学の許可を受けようとする者は、転入学許可願（様式第3号の2）に別表第2に定める書類を添えて校長に提出しなければならない。

（誓約書の提出）

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

（住所の変更等の届出）

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

（休学及び退学）

第16条 条例第6条第1項の規定による休学（以下単に「休学」という。）又は退学をしようとする者は、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 休学の許可の期間は、1年以内でなければならない。ただし、特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を1年を超えない範囲内で更新することができる。

4 休学の期間は、通算して2年以内とし、在学することができる期間に算入しないものとする。

（誓約書の提出）

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（住所の変更等の届出）

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

（休学及び退学）

第16条 条例第6条第1項の規定による休学（以下単に「休学」という。）又は退学をしようとする者は、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 休学の許可の期間は、1年以内でなければならない。ただし、特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更新することができる。

(転学)

第17条 他の看護師等養成所（保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条に規定する看護師等養成所をいう。）に転学をしようとする者は、転学願（様式第6号の2）を校長に提出しなければならない。

(復学)

第18条 条例第6条第2項の規定による復学をしようとする者は、復学願（様式第7号）を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(授業料の納付)

第18条の2 略

- 2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。

(授業料等の減免)

第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、災害その他の理由により授業料、入学料及び入学選抜手数料の納付が困難であると認められる者又は鳥取県立鳥取看護専門学校から転入による入学をする者について行うものとする。

- 2 授業料、入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第7号の2）にその理由を証明する書類を添えて校長に提出しなければならない。

第7章 表彰

第19条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

(復学)

第17条 条例第6条第2項の規定による復学をしようとする者は、復学願（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

第18条 削除

(授業料の納付)

第18条の2 略

- 2 月の中途に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、復学又は退学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。

(授業料等の減免)

第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、災害その他の理由により授業料、入学料及び入学選抜手数料の納付が困難であると認められる者について行うものとする。

- 2 授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第7号の2）にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第7章 表彰

(表彰)

第19条 知事は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

第21条 校長は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

第22条 略

2 寄宿舍に入舎しようとする者は、入舎願（様式第8号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

（内部組織）

第23条 学校の内部組織については、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の定めるところによる。

（職員）

第24条 学校に、校長、副校長、次長、教務部長、教務主幹、教務主任、講師、事務職員その他の職員を置く。

（会議）

第25条 学校の円滑な運営を図るため運営会議その他必要な会議を設ける。

2 前項の会議の組織及び運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第11章 雑則

（委任）

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

別表第2（第11条、第13条の2関係）

第1看護学科	1～3 略 4 <u>その他校長が必要と認める書類</u>
第2看護学科	1及び2 略 3 <u>最終の学校の長の調査書又は保健師助産師看護師法第22条第2号に規定する准看護師養成所の長の成績証明書</u> 4 略 5 <u>その他校長が必要と認める書類</u>
助産学科	1 略 2 <u>最終の学校の長の調査書又は保</u>

第21条 知事は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

第22条 略

2 寄宿舍に入舎しようとする者は、入舎願（様式第8号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

（内部組織）

第23条 学校の内部組織については、鳥取県行政組織規則（昭和39年3月鳥取県規則第13号）の定めるところによる。

（職員）

第24条 学校に、校長、次長、教務部長、教務主任、講師その他の職員を置く。

（委任）

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第2（第11条関係）

第1看護学科	1～3 略
第2看護学科	1及び2 略 3 <u>最終の学校又は保健師助産師看護師法第22条第2号に規定する准看護師養成所の長の調査書</u> 4 略
保健助産学科	1 略 2 <u>最終の学校又は保健師助産師看</u>

健師助産師看護師法第21条第2号 に規定する看護師養成所の長の成 績証明書 3 略 4 その他校長が必要と認める書類
--

看護師法第21条第2号に規定する看 護師養成所の長の調査書 3 略

様式第1号(第9条関係)

年 月 日 職 氏 名 印	称 す る こ と を 認 め る 課 程 を 修 了 し た こ と を 証 し 、 専 門 士 (<u>看護専門課程</u>) と 鳥 取 県 立 倉 吉 総 合 看 護 専 門 学 校 専 門 課 程 年 月 日 学 科 の	第 号 卒 業 証 書
-------------------------------------	---	--------------------------------

備考 助産学科の生徒にあつては、「証し、専門士
(看護専門課程)と称することを認める」とある
のは「証する」と読み替えるものとする。

様式第2号(第11条関係)

略	
略	性別 (<u>助産学科</u> のみ記入)
略	

注1 略
 2 第1看護学科受験生は、最終学歴欄以下は、
最終学歴(欄1)の欄及び本校志願の理由の欄
に記入すること。
 3 第2看護学科受験生は、最終学歴欄以下は、
最終学歴(欄1及び欄2)の欄及び本校志願の

様式第1号(第9条関係)

年 月 日 職 氏 名 印	割 り 印 課 程 を 修 了 し た こ と を 証 し 、 専 門 士 と 称 す る こ と を 認 め る 鳥 取 県 立 倉 吉 総 合 看 護 専 門 学 校 専 門 課 程 年 月 日 学 科 の	第 号 卒 業 証 書
-------------------------------------	---	--------------------------------

備考 保健助産学科の生徒にあつては、「証し、専
門士と称することを認める」とあるのは「証す
る」と読み替えるものとする。

様式第2号(第11条関係)

略	
略	性別 (<u>保健助産</u> <u>学科のみ記</u> 入)
略	

注1 略
 2 第一看護学科受験生は、最終学歴欄以下は、
最終学歴(欄1)の欄及び本校志願の理由の欄
に記入すること。
 3 第二看護学科受験生は、最終学歴欄以下は、
最終学歴(欄1及び欄2)の欄及び本校志願の

<p>理由の欄に記入すること。なお、最終学歴が中学校卒業の者又は社会人入学受験者は、職歴欄に看護に関する職歴を記入すること。</p> <p>4 助産学科受験生は、最終学歴欄以下は、最終学歴（欄2）の欄及び本校志願の理由の欄に記入すること。</p> <p>様式第7号（第18条関係） 略</p>	<p>理由の欄に記入すること。なお、最終学歴が中学校卒業の者は、職歴欄に看護に関する職歴を記入すること。</p> <p>4 保健助産学科受験生は、最終学歴欄以下は、最終学歴（欄2）の欄及び本校志願の理由の欄に記入すること。</p> <p>様式第7号（第17条関係） 略</p>
--	--

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

(1) 第1看護学科

教育内容、授業科目及び単位数

教育内容		科目名	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤	教育学	1	
		人間と環境	1	
		統計学	1	
		コミュニケーション技法	1	
	人間と生活・社会の理解	心理学	1	
		社会学	1	
		人権社会論	1	
		保健体育	1	
		日常英会話	2	
		医療英会話	1	
	人間関係論	2		
小計			13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	1	
		生理学	植物機能	1
		生理学	動物機能、個体・種の維持	1
		生化学		1
		栄養学		1
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学		1
		薬理学		1
		治療学		1
		病理学		1
		疾病学	消化器、血液・造血器、内分泌	1
		疾病学	脳神経、免疫、泌尿器、生殖器	1
		疾病学	呼吸器、歯・口腔、感覚器	1
		疾病学	腎臓、運動器、循環器	1
		疾病学	小児疾患	1
	疾病学	母性疾患	1	
	疾病学	精神疾患	1	
	健康支援と社会保障制度		保健医療論	1

		医療倫理	1		
		公衆衛生学	1		
		関係法規	1		
		社会福祉	2		
	小 計		22		
専 門 分 野	基礎看護学	看護学概論	2		
		基礎看護技術	1		
		基礎看護技術	2		
		基礎看護技術	1		
		基礎看護技術	2		
		臨床看護総論	治療別看護	1	
		臨床看護総論	症状別看護	1	
		看護研究の基礎		1	
		看護研究の実践		1	
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習	見学実習	1
			基礎看護学実習	対象理解実習	1
			基礎看護学実習	日常生活援助実習	1
	小 計		15		
専 門 分 野	成人看護学	成人看護学概論	1		
		成人看護援助論	周手術期	2	
		成人看護援助論	回復期	1	
		成人看護援助論	慢性期	1	
		成人看護援助論	生命の危機、終末期	1	
	老年看護学	老年看護学概論	1		
		老年看護援助論	高齢者の看護技術	2	
		老年看護援助論	看護過程	1	
	小児看護学	小児看護学概論	1		
		小児看護援助論	小児保健	1	
		小児看護援助論	小児の看護技術	1	
		小児看護援助論	健康段階に応じた看護	1	
	母性看護学	母性看護学概論	1		
		母性看護援助論	妊娠・分娩	1	
		母性看護援助論	産褥・新生児	2	
	精神看護学	精神看護学概論	1		
		精神看護援助論	患者理解の方法	2	
		精神看護援助論	生活障害の援助	1	
	臨地実習	成人看護学	成人急性期看護学実習	2	
			成人回復期看護学実習	2	
			成人慢性期終末期看護学実習	2	
		老年看護学	高齢者コミュニケーション実習	1	
			高齢者生活援助実習	1	
高齢者健康課題看護実習			2		
小児看護学		小児成長発達看護実習	1		
		小児健康課題看護実習	1		
母性看護学		母性看護学実習	2		

		精神看護学	精神看護学実習	2
小 計				38
統 合 分 野	在宅看護論	在宅看護概論		1
		在宅看護援助論	在宅看護の方法	2
		在宅看護援助論	在宅サービス	1
	看護の統合と実践	看護管理		1
看護の統合と実践		日常生活援助と安全	1	
看護の統合と実践		診療の補助技術と安全	1	
看護の統合と実践		看護技術の総合	2	
臨地実習	在宅看護論	在宅看護論実習		2
	看護の統合と実践	統合実習		2
小 計				13
合 計				101 (3,000)

備考 ()内は時間数

(2) 第2看護学科

授業科目及び単位数

		科目名	単位数
基礎 分野	教育学		1
	生活科学		2
	統計学		1
	保健体育		1
	心理学		1
	社会学		1
	英語		1
	英語		1
	人権社会論		1
	小 計		10 (315)
専門 基礎 分野	解剖生理学		2
生化学		1	
栄養学		1	
薬理学		1	
微生物学		1	
疾病学		1	
疾病学		2	
疾病学		1	
疾病学		1	
保健医療論		1	
公衆衛生学		1	
保健医療福祉制度		2	
小 計		15 (315)	
専門	基礎看護学		8

分野	看護学概論	2
	基礎看護技術	3
	臨床看護総論	1
	看護研究	2
	在宅看護論	3
	在宅看護論	1
	在宅看護論	2
	成人看護学	5
	成人看護学	2
	成人看護学	3
	老年看護学	3
	老年看護学	1
	老年看護学	2
	小児看護学	3
	小児看護学	1
	小児看護学	2
	母性看護学	3
	母性看護学	1
	母性看護学	2
	精神看護学	3
	精神看護学	1
	精神看護学	2
	小 計	28 (750)
	臨地実習	
	基礎看護学実習	3
	在宅看護論実習	2
	成人看護学実習	3
	老年看護学実習	2
小児看護学実習	2	
母性看護学実習	2	
精神看護学実習	2	
小 計	16 (720)	
合 計	69 (2,100)	

備考 ()内は時間数

(3) 助産学科

教育内容、授業科目及び単位数

教育内容	科目名	単位数
基礎助産学	助産学概論	1
	人間の性・生殖	1
	女性のライフサイクル各期の特徴	1
	生殖心理	1
	生殖心理演習	1

	家族社会学	1
	乳幼児成長発達	1
	母子栄養	1
	健康教育論	1
助産診断・技術学	助産診断学概論	1
	助産診断学正常編	1
	助産診断学異常編	1
	妊娠期助産技術学	1
	妊娠期個別指導演習	1
	集団指導演習	1
	性教育演習	1
	分娩期助産技術学	1
	産褥期・新生児期助産技術学	1
	異常介入助産技術学	1
	地域母子保健	地域母子保健
助産管理	助産管理	1
	疫学	1
	保健統計	1
	研究方法一般論	1
	助産学研究	1
臨地実習	妊娠期	2
	分娩期	4
	産褥期・新生児期	2
	集団指導教育	1
	地域母子保健	1
	助産管理	1
合 計		36 (1,095)

備考 ()内は時間数

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2(第13条の2関係)

収入証紙はり付け欄(消印しないこと。)
転 入 学 許 可 願
職 氏 名 様
下記の理由により転入による入学をしたいので、許可して下さるようお願いいたします。
年 月 日
本 人 住 所 氏 名

印

保護者 住所 氏名 ①	
記	
入 学 先	学科
入学を希望する理由	
入学を希望する期日	
年 月 日	

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2（第17条関係）

転 学 願	
職 氏 名 様	
下記の理由により転学したいので、許可して下さるよう保証人と連署してお願いします。	
年 月 日	
本人 住所 氏 名 ①	
保証人 住所 氏 名 ①	
保証人 住所 氏 名 ①	
記	
転 学 先	
転学を希望する理由	
転学を希望する期日	
年 月 日	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（以下「新規則」という。）第6条及び別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に鳥取県立倉吉総合看護専門学校（以下「学校」という。）に入学する者（転入により第2学年又は第3学年に入学する者（以下「中途入学者」という。）を除く。）について適用し、施行日前に学校に在学している者及び中途入学者については、なお従前の例による。
（経過措置）
- 3 施行日の前日に学校の第1学年に在学している者で第1学年において修得すべき単位を修得していないものに係る教育課程については、校長が別に定める。
（準備行為）
- 4 入学前の既修得単位の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
（休学の期間の計算に係る経過措置）
- 5 施行日の前日に学校を休学している者に係る施行日前の休学の期間については、新規則第16条第4項の規定は、適用しない。